

# 国際ボランティアポレポレ会則

第1条 [名 称] この会は『国際ボランティアポレポレ』と称する。

第2条 [目 的] 自国の文化を愛し、異文化を理解し、共に助け合い尊敬し合える。  
関係を作る。市民レベルでの国際交流ボランティア活動を行う。

第3条 [事 業] この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- \* 外国人との交流行事の開催
- \* 在日外国人への支援活動
- \* 海外協力・支援活動
- \* 日本文化及び外国文化の紹介
- \* ホームステイ・ビジットの受け入れ
- \* ガイド・通訳・翻訳者の派遣
- \* 国際交流推進のための啓蒙活動
- \* 地元国際交流団体と協力し、国際交流活動に努める。

第4条 [総 会] 総会は年1回とする。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第5条 [運 営 会 議] この会の協議・執行機関として運営会議をおく。

- \* 運営会議の構成員として運営委員をおく。
- \* 運営委員は第6条の役員その他、各グループ代表者及び一般会員若干名からなる。
- \* 運営会議は原則として月1回開催され、役員・運営委員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決定される。
- \* 会議には会員誰でも出席できるが、議決権はない。

[グ ル ー プ] この会の活動を円滑に行うためにグループをおく。

- \* 必要に応じ、いつでもグループを作ることができる。
- ただし、運営会議で承認を得るものとする。

第6条 [役 員] この会に次の役員をおく。役員の任期は1年とする。

ただし再任を妨げない。

会 長	1名	事務局員	若干名
副会長	2名	会 計	1名
事務局長	1名	会計監査	2名

第7条 [事 務 局] この会の事務局を事務局長宅におく。

事務局は会長、副会長を補佐し、運営会議の推進をはかる。

第8条 [会 費] 会費1人年額3,000円とする。(ボランティア保険を含む)

第9条 [会 計] この会は会費・寄付金・補助金・賛助会費をもって運営する。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第10条 [委 任] この会則に定めてない事項は運営会議に諮り定める。

第11条 [不 測] この会則は平成23年4月24日から実施する。